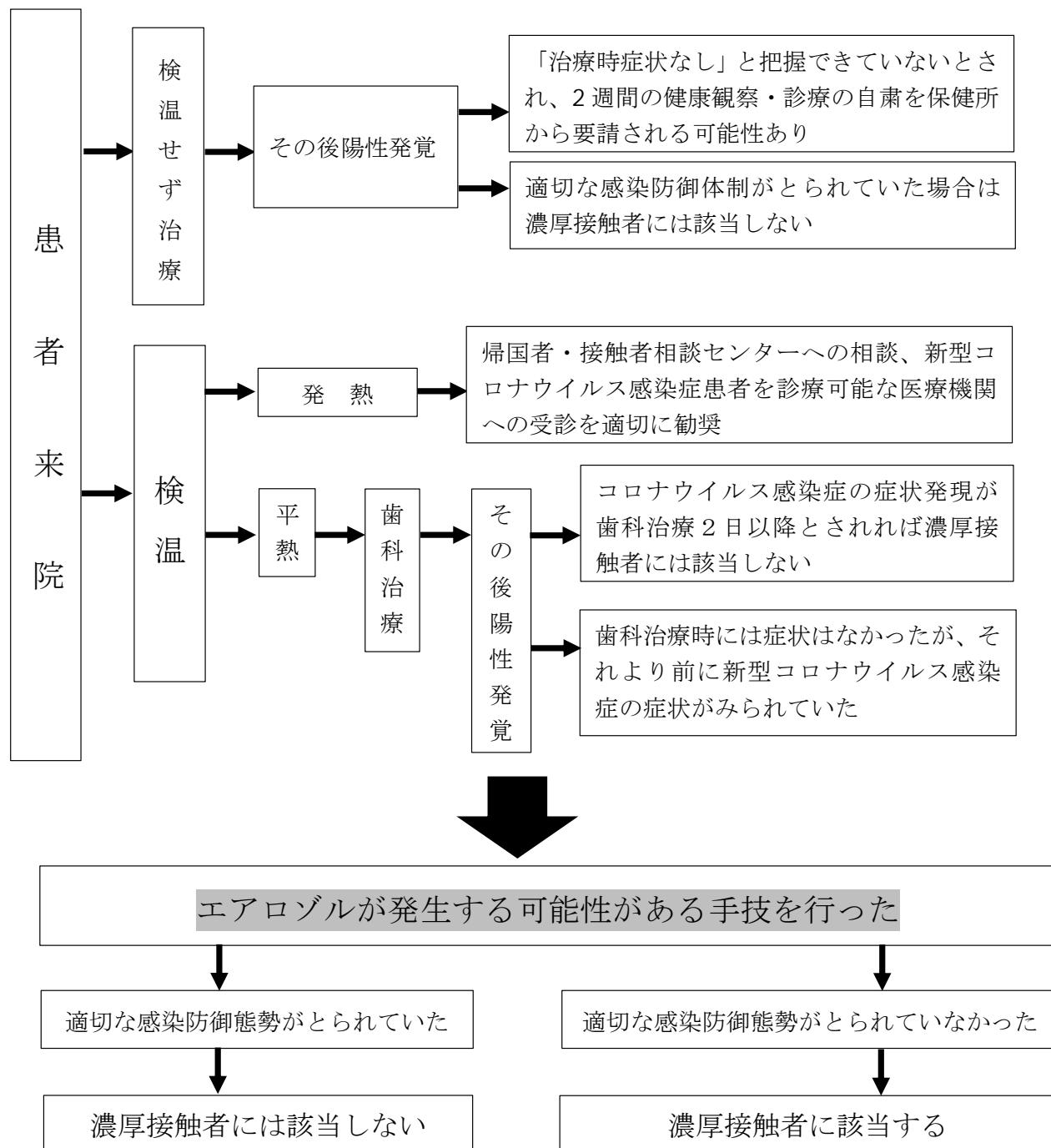


Q 2 新型コロナウイルス陽性者等が来院した場合の対応は？

A 2 対応の流れは下の図のとおりです。



**適切な感染防御態勢の定義**：グローブ、フェイスシールド（ゴーグル）、長袖ガウン、マスク（N95 または DS2 等それに準ずるマスク）

少しでも感染の可能性がある場合は、速やかに保健所の指示に従ってください

2-①患者が来院した時に検温せずに治療を行い、その後その患者の新型コロナウイルス感染症の陽性が発覚した場合

2-①-1 治療を行った時に新型コロナウイルス感染症の症状がなかったと把握できていないとされ、適切な感染防御態勢が取られていない場合には濃厚接触者に該当し、2週間の健康観察・診療の自粛を保健所から要請される可能性があります。

2-①-2 治療を行った時に適切な感染防御態勢が取られていた場合は、濃厚接触者には該当しません。

2-②患者が来院した時に検温し、発熱を確認した場合

診療を延期して頂き、必要があれば帰国者・接触者相談センターへの相談を勧奨します。

2-③患者が来院した時に検温し、平熱であったので歯科治療を行ったが、その後、その患者の新型コロナウイルス感染症の陽性が発覚した場合

2-③-1 新型コロナウイルス感染症の症状発現 2日前が歯科診療以降とされれば濃厚接触者には該当しません。

2-③-2 歯科診療を行った日には特に新型コロナウイルス感染症の症状が見受けられなかつたが、それより以前に新型コロナウイルス感染症の症状が見られていた場合で、さらにエアロゾルが発生する可能性がある手技を行った時

2-③-2-1) 適切な感染防御体制が取られていた場合は濃厚接触者には該当しません。

2-③-2-2) 適切な感染防御体制が取られていない場合は濃厚接触者に該当するため、2週間の健康観察・診療の自粛を保健所から要請される可能性があります。

(適切な感染防護態勢の定義)

●エアロゾルを生み出す処置の場合

- ・ N95マスクまたはそれと同等のマスク (DS2・FFP2・FFP3・KN95)
- ・ 長袖ガウン
- ・ 手袋
- ・ 目の防護具 (ゴーグル、フェイスシールド等)

(用語の定義)

- 「患者(確定例)」とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。
- 「患者(確定例)の感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(以下参照)を呈した 2日前から隔離開始までの間、